

## 「令和6年度山口県教師力向上プログラム」Q&A

Q 教師力向上プログラムの目的は何ですか。

A 教育に対する使命感や情熱を有し、教員を強く志す者に対して、山口県の優れた指導力を有する教員の教育実践を学ぶ場を提供し、大学で身に付けた専門的知識の具現化を図ることにより、子どもたちの確かな学力の育成を図る授業力や生徒指導に関する力などの実践的指導力を養い、将来の山口県教育を担う人材を育成することを目的としています。

Q これまでとの変更点は何ですか。

A 主な変更点は以下のとおりです。

① 選抜試験の日程

- ・ 出願期間を5月としたこと
- ・ 選抜試験を7月の令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験と同日に行うこと
- ・ 選抜結果の通知を8月としたこと

② 選抜試験の内容

- ・ 選抜試験の項目を、集団面接（討議）、教科専門としたこと
- ・ 教科専門の試験は、令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験と同じ試験問題を使用すること

③ 出願方法

- ・ 出願方法をインターネット（電子申請）による出願としたこと

Q 教科専門の試験を実施するのはなぜですか。

A 志願校種・教科・科目における指導に必要な専門的知識や技能についての視点で受講者を選考することで、授業づくりに関する講座を、より充実させるためです。

Q 試験会場は、どこですか。

A 令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を行う山口市内の会場のいずれかとなります。

具体的な会場は、6月下旬に、受験票において通知します。

また、集合場所や集合時間等は、6月末までに山口県教育庁教職員課のウェブページにおいてお示しします。

Q 学生が行う出願は、インターネット（電子申請）による出願だけですか。

A インターネット（電子申請）による出願のみです。

ただし、志願理由書は、学生が作成し、大学を通じて提出することとしています。

Q 教科専門の評価方法は、山口県公立学校教員採用候補者選考試験と同じですか。

A 評価方法は、山口県公立学校教員採用候補者選考試験と同様に、得点で評価します。  
ただし、試験問題は同じものですが、山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験と山口県公立学校教員採用候補者選考試験は別のものです。選抜・選考としては別試験です。

なお、選抜方法については、お答えすることはできません。

Q 受講者選抜試験に出願するためには、必ず、山口県の「教員をめざす学生の学校体験制度」に参加しておく必要がありますか。

A 「教員をめざす学生の学校体験制度」に必ず参加しておく必要はありません。  
「令和6年度山口県教師力向上プログラム受講者選抜試験実施要項」にあるとおり、大学の教育活動の一環として、あるいは大学を介して行われた小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における体験活動やボランティア活動等、通算3日以上以上の経験を学長等が証明できる者」であれば、大学は推薦することが可能です。

Q 教師力養成講座や教師力養成体験実習は、全日程参加しなければいけないのですか。

A 全日程に参加することを、推薦基準としています。

Q 教師力養成体験実習の学校は、どのように決定するのですか。

A 選抜結果通知後、合格者には、実習時の住所や実習希望地を登録していただきます。  
それらをもとに、市町教育委員会と連携して県教育委員会が実習校を指定します。

Q 教師力養成体験実習は、連続する5日間で行うのですか。

A 連続した5日間とは限りません。  
大学の授業を考慮し、実習校と相談して、決定することになります。

Q 教師力養成体験実習は、午前だけの実習でもよいのですか。

A 終日の実施が望ましいのですが、大学の授業等により実習を半日（午前のみ又は午後のみ）で行う際は、0.5日とカウントしてください。

Q 教師力向上プログラムの修了者が、山口県公立学校教員採用候補者選考試験において免除される試験項目は何ですか。

A 教師力向上プログラムを修了した者は、令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験において、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の対象者とします。この特別選考では、第一次試験を行わず、第二次試験のみを行うことを想定しています。

正式な決定ではありませんので、令和8年度（令和7年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施要項が発表された際に改めて御確認ください。